

原案第2章2（3）関係

日常的に連携することが想定される関係機関の例としては、以下が挙げられる。

県／市町村（福祉事務所、女性支援担当部局、母子保健担当部局、児童虐待担当部局、障害保健福祉部局、高齢者福祉担当部局、男女共同参画主管部局等）

中核地域生活支援センター

民間団体

警察／裁判所／日本司法支援センター／弁護士等

学校（幼稚園を含む）／教育委員会／保育園

保健／精神保健福祉センター／市町村保健センター

職業紹介機関／職業訓練機関

児童相談所

医療機関／障害福祉サービス事業所／その他社会福祉サービス関係者等

配偶者暴力相談支援センター／性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター／男女共同参画センター

生活困窮者自立相談支援機関

母子生活支援施設

社会福祉協議会

民生委員・児童委員 等